

第2期松戸市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない松戸市を目指して～



令和6年(2024年)3月

松戸市

計画策定の趣旨

平成18年に「自殺対策基本法」が制定され、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として広く認識されるようになりました。平成28年には「自殺対策基本法」の改正により、すべての都道府県及び市区町村に自殺対策計画の策定が義務づけられました。これに基づき本市では、「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことで「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を目指し、平成31年4月に「松戸市自殺対策計画」を策定し、様々な取り組みを実施してきました。

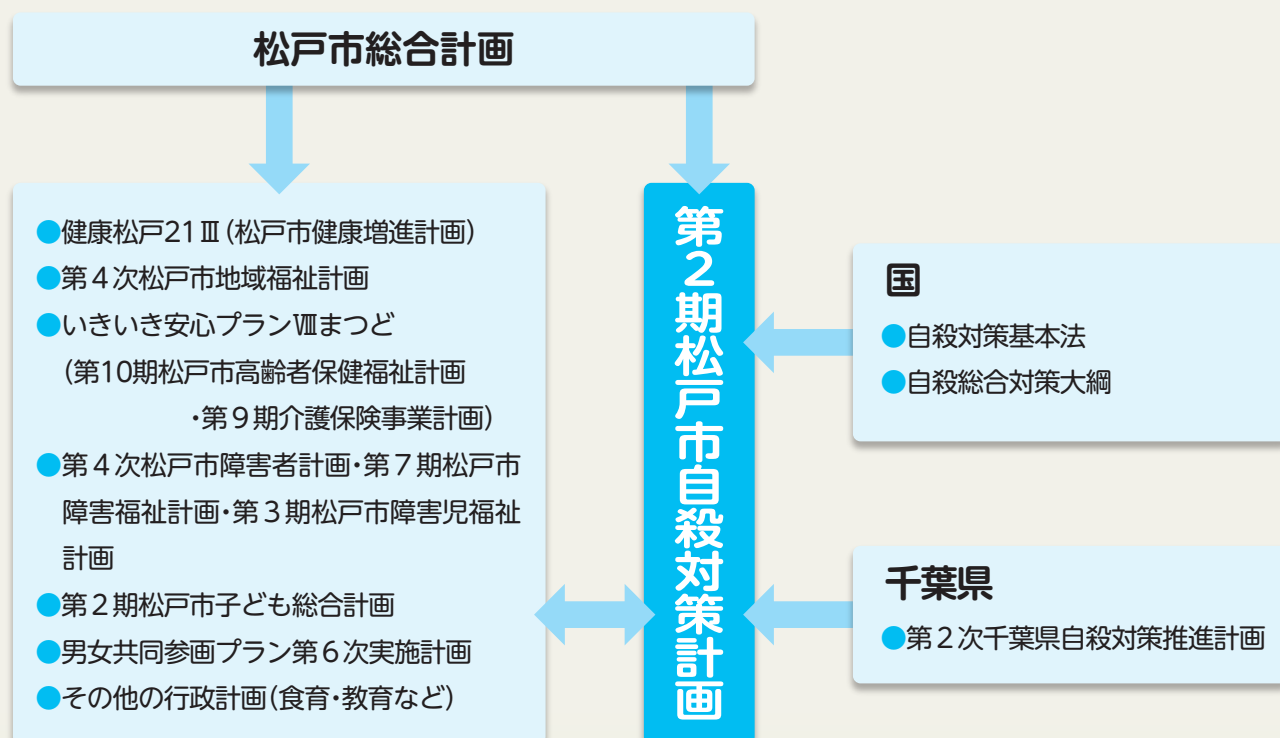
その後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、全国的には、令和2年に特に女性や小中高生の自殺者数が著しく増加しました。令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加、小中高生の自殺者数は過去最多となっています。このような中、令和4年10月、国が推進すべき自殺対策の指針である「自殺総合対策大綱(第4次)」が閣議決定されました。

こうした国の新たな取組および本市の実情を踏まえ、「第2期松戸市自殺対策計画」を新たに策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市」を目指します。

計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定められた「市町村自殺対策計画」として、自殺総合対策大綱や第2次千葉県自殺対策推進計画の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、「松戸市総合計画(令和4年度～令和11年度)」を上位計画として、「健康松戸21Ⅲ(松戸市健康増進計画)」、「第4次松戸市地域福祉計画」「いきいき安心プランⅧまつど(第10期松戸市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)」などの関連計画等と整合・連携を図りながら推進するものです。



計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

令和10年度中に計画の見直しを図り、第3期の計画につなげますが、計画期間中に関連法などの改正や社会情勢の大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

図 本計画の期間

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度以降
計画策定	松戸市自殺対策計画(第2期)					第3期計画

計画の数値目標

国の方針を踏まえ、本市では第1期計画において、令和8年の自殺死亡率(人口10万対)を平成28年より30%以上減少させることを長期目標としました。この数値目標を継続し、令和8年の自殺死亡率を11.7以下と設定します。

ただし、実績が目標値を下回ったとしても、自殺者がいる限り自殺対策を継続する必要があります。

計画の数値目標：自殺死亡率(人口10万対)

第1期計画の数値目標を継続

平成28年:16.7 → 令和8年:11.7

※令和4年:17.5

※自殺死亡率は、以下の統計を用いて算出

自殺者数:厚生労働省「人口動態統計」 人口:松戸市住民基本台帳人口(各年9月30日現在)

〔新たな「自殺総合対策大綱」の基本認識〕

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
2. 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
3. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
4. 地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する

〔新たな「自殺総合対策大綱」のポイント〕

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

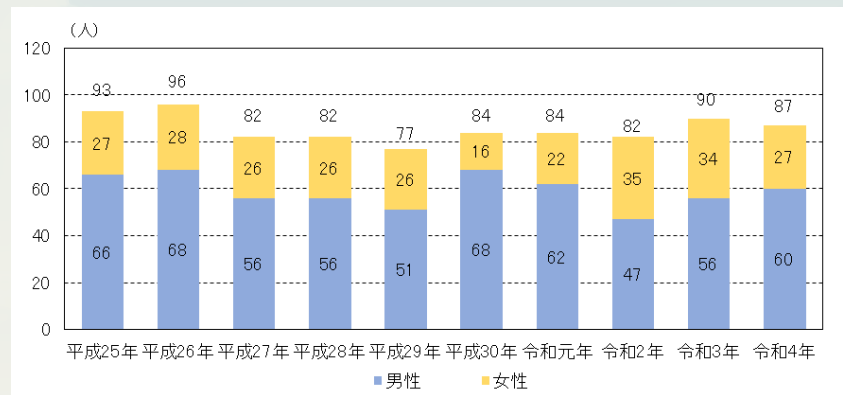
※自殺の要因となる様々な問題が悪化したことにより、「子ども・若者」「女性」が新たなキーワードとして国より提示。

松戸市の自殺の現状

■自殺者数の推移

本市の自殺者数は平成29年まで概ね減少傾向が続いていましたが、平成30年には増加に転じ、それ以降横ばいの傾向が続いています。男女別にみると、男性の自殺者数が多くなっていますが、令和2年以降女性の増加傾向が見られます。

図1 松戸市の自殺者数の推移

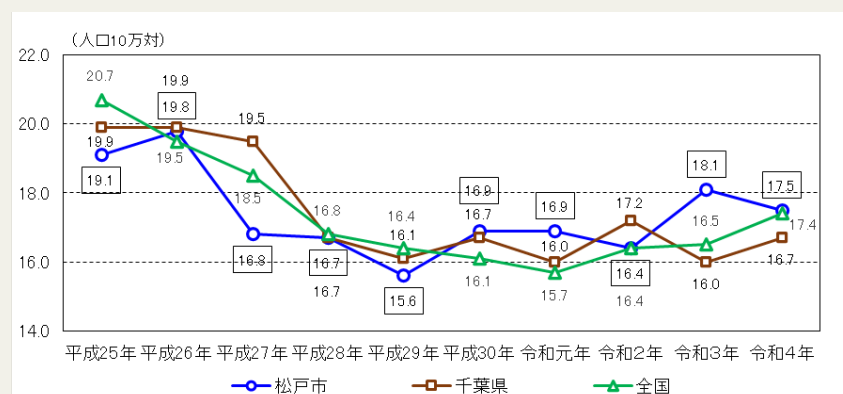


出典：人口動態統計(厚生労働省)

■自殺死亡率の推移(全国、千葉県との比較)

本市の自殺死亡率を千葉県や全国と比較すると、平成30年以降、千葉県や全国よりも自殺死亡率がやや高い傾向が続いています。

図2 自殺死亡率の推移(松戸市、千葉県、全国)

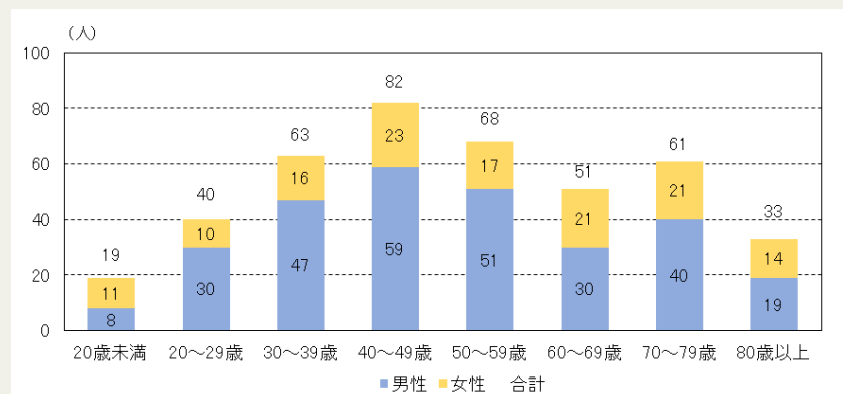


出典：人口動態統計(厚生労働省)

■年代別自殺者数

本市の年代別自殺者数は、「40～49歳」が最も多い傾向が続いています。次いで、「50～59歳」と「30～39歳」も多くなっています。

図3 松戸市の年代別自殺者数(平成29年～令和3年の合計)



出典：人口動態統計(厚生労働省)

松戸市の自殺の特徴

- 自殺者数、自殺死亡率ともに横ばい傾向
- 「男性40～59歳有職同居者」の自殺割合が高い
- 「女性40～59歳無職同居者」の自殺割合が増加している
- 「男性60歳以上無職(同居・独居)者」の自殺者数が多い
- 若年層(39歳以下)の死亡原因の上位が自殺

「健康づくり」に関する松戸市民アンケート調査より

■調査の概要

① 調査対象者

令和4年8月1日現在松戸市在住の、満20歳以上の市民5,000人を住民基本台帳より無作為抽出

② 調査方法

郵送配布、郵送回収(無記名、自記式)

③ 調査期間

令和4年10月11日～令和4年10月31日

④ 回収結果

回収数 1,744票(回収率34.9%)

性・年齢を明記した回答数 1,711票(回収率34.2%)

■調査のまとめ概要

- 「これまでの人生の中で、本気で自殺をしたいと考えたことがあるか」に男性の16.4%、女性の22.1%が「ある」と回答。
- 特に、女性の20歳代～40歳代、男性の40歳代で高い傾向が見られ、女性の30歳代は「最近1年以内に自殺したいと考えた」ことがある人の割合も高い。
- 「死にたいと思った原因」は、女性では家庭問題、男性では勤務問題が多い。
- 「必要だと思う自殺対策」は、「子どもが相談しやすい環境・体制整備」が最も多く、「様々な悩みに対応した相談窓口」「職場におけるメンタルヘルス対策」が続く。
- 「社会の取り組みで自殺に追い込まれる人を減らせる」と思う人は前回調査(平成29年)より増加。

第2期松戸市自殺対策計画における取り組み

基本方針

令和4年10月に閣議決定された、新たな自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では以下の6点を、自殺対策における「基本方針」とします。

「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因」(自殺に対する保護要因)を増やすことで、「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」を目指します。

1. 生きることの包括的な支援として推進
2. 関連施策との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進
5. 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

施策の構成

「誰も自殺に追い込まれることのない松戸市の実現」に向け、本計画では、基本施策(基盤的な取り組み)と重点施策(重点的に取り組む対象)を柱とするとともに、生きる支援関連施策として庁内の多様な既存事業を位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進します。

誰も自殺に追い込まれることのない松戸市

基本施策 (基盤的な取り組み)

1. 生きる支援につながるネットワークの強化
2. 自殺対策を支える人材の育成
3. 市民への啓発と周知
4. 自殺未遂者等への支援の充実
5. 自死遺族等への支援の充実
6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策 (重点的に取り組む対象)

1. 生活困窮者の自殺対策の推進
2. 高齢者の自殺対策の推進
3. 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進
4. 子ども・若者の自殺対策の推進
5. 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進

生きる支援関連施策

庁内の多様な既存事業を位置づけ、より包括的・全庁的に自殺対策を推進

施策の体系(基本施策)

1. 生きる支援につながるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、健康問題などの様々な要因が関係しており、それらに対応するため、行政の関係部署間や、行政と地域の様々な関係者の連携、協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

- (1)自殺対策に関するネットワークを強化する
- (2)特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する
- (3)関係機関との連携を強化する



2. 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実します。

- (1)様々な職種を対象とする研修を実施する
- (2)市民を対象とする研修を実施する
- (3)学校教育に関わる人を対象とする研修を実施する



3. 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、普及啓発を行います。

- (1)こころの健康等に関する周知啓発を実施する
- (2)市民が様々な相談を受けられるようにする
- (3)生きる支援に関する情報を発信する



4. 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐための対策や、自殺未遂者を支える家族や支援者等への支援を充実します。

- (1)自殺未遂者等を適切な支援につなげる



5. 自死遺族等への支援の充実

自殺により遺された人等が、必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、関係機関と連携し、支援の充実を図ります。

- (1)遺された人を適切な支援につなげる



6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられることを目標とした取組を展開します。

- (1)SOSの出し方に関する教育を推進する
- (2)子どものSOSを受け止められる体制を整備する



施策の体系（重点施策）

1. 生活困窮者の自殺対策の推進

生活困窮状態にある人、生活困窮に陥る可能性のある人が自殺に陥らないよう、効果的な対策を進めるとともに、生きることの促進要因を強化します。

- (1)生活困窮に陥った人を対象とする相談支援を実施する
- (2)生活困窮に陥った人を対象とする居場所づくり・生活支援を実施する
- (3)多重債務問題等に関する支援を実施する



2. 高齢者の自殺対策の推進

高齢者の自殺を防ぐため、高齢者や高齢者を支える家族、介護者などに対する支援も含め、生きることの包括的支援として実施します。

- (1)高齢者とその周囲の人の包括的な支援を実施する
- (2)高齢者の社会参加を推進し、孤独・孤立を予防する



3. 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進

勤務・経営問題による自殺リスクを低減するため、関係機関等と連携を図りながら対策を実施します。

- (1)勤務問題に関わる相談支援を実施する
- (2)勤務・経営者に、こころの健康や相談先に関する周知啓発を実施する



4. 子ども・若者の自殺対策の推進

子どもや若年層を対象とした自殺の予防、生きることの支援の充実を図ります。

- (1)いじめを苦しめた子どもの自殺を予防する
- (2)学生・生徒への支援を充実する
- (3)子ども・若者への支援を充実する



5. 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進

女性の自殺者数が増加する中、女性の自殺対策への取組を強化します。

また、性的マイノリティを含む様々なマイノリティに対する支援の充実を図ります。

- (1)妊産婦への支援を充実する
- (2)困難な問題を抱える女性への支援を実施する
- (3)マイノリティ等への支援を充実する



第2期松戸市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない松戸市を目指して～

発行：令和6年3月

発行者：松戸市健康医療部健康推進課

〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花 74 番地の 3 中央保健福祉センター

TEL. 047-366-7486

FAX. 047-363-9766